

## 16 治水対策等の推進

提出先 総務省、国土交通省

### 【提案項目】

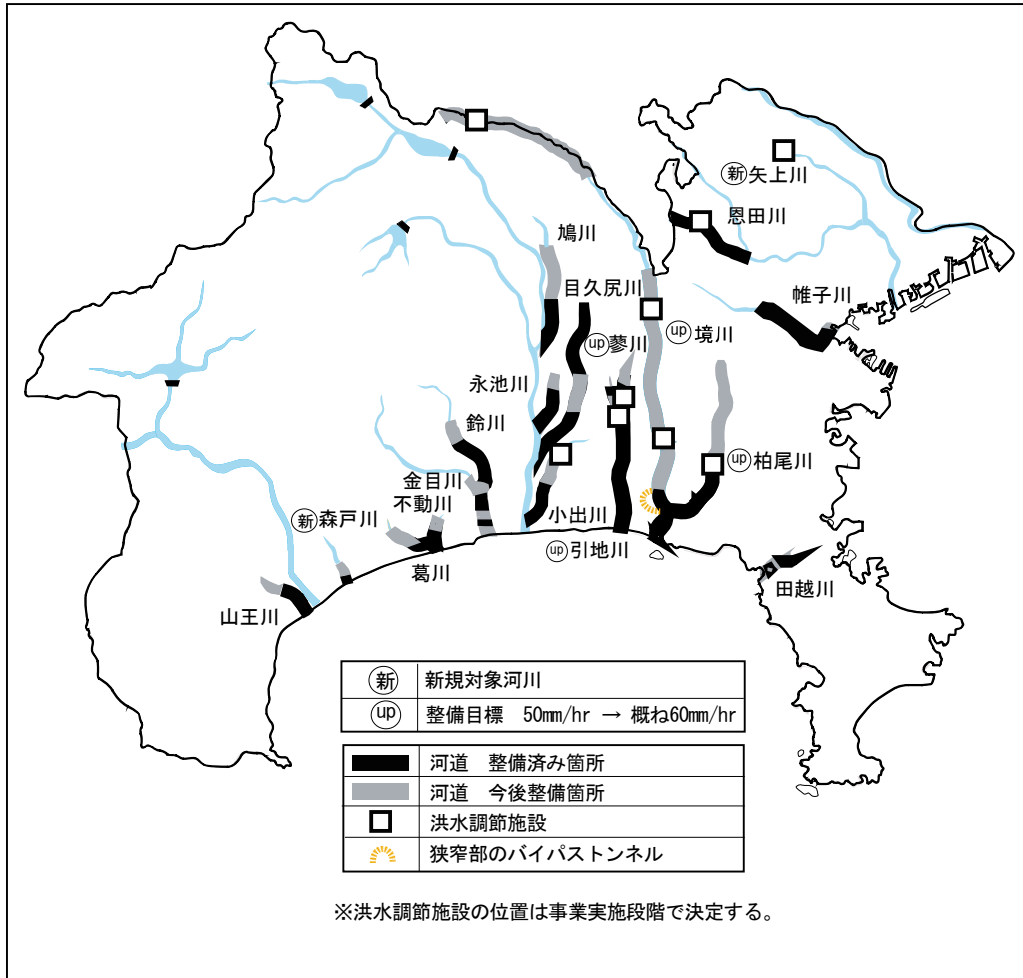
本県においては、いまだ都市部を中心とした河川の整備水準が低いことから、次の措置を講じること。

- 1 治水事業の推進に係る財源措置  
治水事業を強力に推進し、被害の軽減を図ることは緊急の課題であるため、十分な財源措置を行うこと。
- 2 国管理河川の堤防等の整備  
多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。
- 3 河川立体区域制度の活用等に係る法制度の整備等  
遊水地等の整備に当たり、鉄道や下水道事業等他事業と連携して河川立体区域制度の活用等を行うため、地方自治体の行政財産への地上権設定が可能となるような制度を創設すること。

### 【提案理由等】

- 1 本県では、平成22年3月に都市河川重点整備計画「新セイフティリバー」を策定し、計画的に治水事業を推進しているところであるが、遊水地や地下調節池などの大規模な洪水調節施設整備を実施しており、整備目標を着実に達成するためには、十分な財源措置が必要である。  
また、特定都市河川等において総合的な治水対策を進めるため、流域自治体が取り組む雨水流抑制対策等について、交付対象範囲の拡充と十分な財源措置が必要である。
- 2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口、資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。
- 3 厳しい財政状況の中、財源の有効活用、土地の有効活用・高度利用の観点から、本県においても鉄道や下水道事業等、他事業との連携に積極的に取り組むこととしており、制度面などでの一層の支援が必要である。特に河川立体区域制度を活用できるようにするため、地方自治法施行令第169条の4に定める「行政財産である土地に地上権を設定することができる用途」に「河川」を加える改正措置が必要である。

# 都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）対象河川等



平成 16 年台風 22 号  
帷子川周辺（横浜市西区）



平成 19 年台風 9 号  
相模川（平塚市）

（神奈川県担当課：県土整備局河川課、流域海岸企画課）